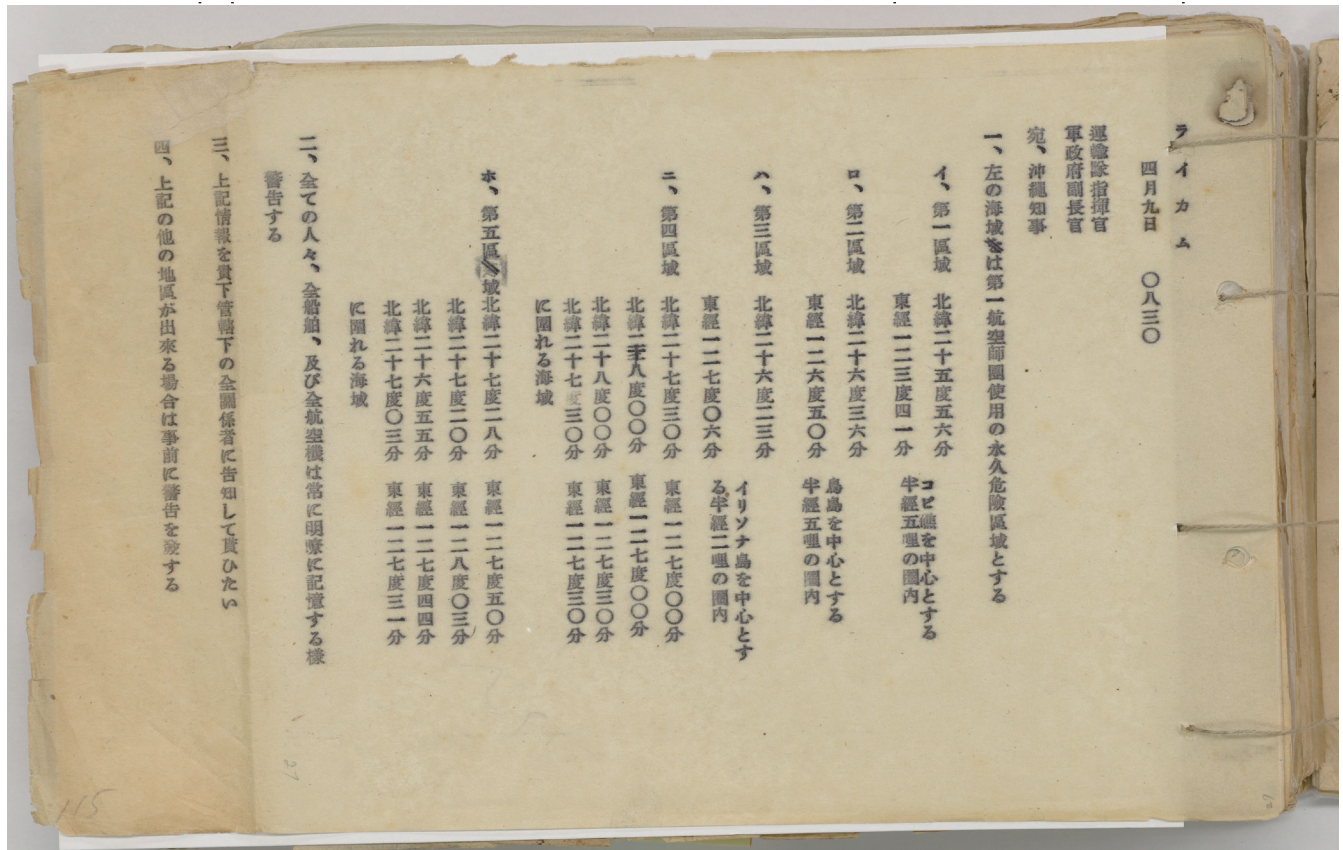


時代区分Ⅳ (2)-①久場島の射爆撃演習場指定関連資料

久場島の射爆撃演習地指定について告知するよう米軍が沖縄群島知事に指示した文書

No.51 [琉球米軍司令部による永久危険区域の指定]

報H28/P33 1948年(昭和23年)4月9日



所蔵: 沖縄県公文書館

資料概要

1948年(昭和23年)4月9日付、琉球米軍司令部より軍政府副長官を通じて沖縄(群島)知事宛に到達された告知。コビ礁(久場島)以下、5つの区域を第一航空師団が使用する永久危険区域とし、このことを知事以下全関係者に告知するよう記している。なお、収録誌には、同日付同内容の英文コピーも収録されている。

この資料は沖縄群島知事宛であるが、「臨時北部南西諸島公報」(奄美群島公報紙)の5月25日公報、「公報新宮古」(宮古群島公報紙)5月27日付、「八重山タイムス」(八重山群島紙)11月1日付など、同年代の別資料に、同様の内容が記されている。

作成年月日	1948年(昭和23年)4月9日
編著者	[琉球政府総務局渉外広報部文書課]
発行者	-
収録誌	対米国民政府往復文書 受領文書 [1948年]
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	沖縄県公文書館
利用方法	沖縄県公文書館で利用手続きを行う

内容見本

ライカム(※1)

四月九日 ○八三〇

運輸隊指揮官 軍政府副長官

宛、沖縄知事

一、左の海域をは第一航空師団使用の永久危険区域とする

イ、第一区域 北緯二十五度五六分 コビ礁を中心とする
東経一二三度四一分 半径五哩の圏内

(略)

三、上記情報を貴下管轄の全関係者に告知して貰ひたい

(略)

※1 Ryukyu Command(琉球米軍司令部)